栗東市自治会活動交付金にかかる地域ふれあい敬老事業について（補足）

（令和７年３月２７日付の自治会発送にて周知させていただきました内容と同内容となります）

◆対象事業について

　コロナ禍対応時の措置として、「記念品など贈呈のみの事業」についても対象としており、その措置を令和６年度にて終了する旨お伝えしておりましたが、令和７年度以降についても対象とさせていただきます。

　なお、本事業の趣旨として、「地域住民が交流を図る機会としていただく」ことは変わりありませんので、原則として、敬老会等集会の上交流を図ることができる事業をご検討いただければと存じます。

　また、「記念品など贈呈のみの事業」を行う場合にも、「交流を図る」要素※を加えていただければ幸いです。

※交流を図る要素　一例

　１．事前に敬老に関する俳句や川柳を募集し、その一覧と共に記念品を贈呈する

　２．記念品贈呈時に対象者の方の写真を撮り（了承された方のみ）、その一覧を回覧する

◆算定年齢について

　算定年齢を令和８年度より１歳ずつ、最終的に数え年75歳まで段階的に引き上げる予定です（令和７年度は現行のままです。年度ごとの年齢は下表のとおりです）。

※現在：前年度１０月１日現在の数え年６９歳以上（事業年度において数え年７０歳以上）

　★段階的に引き上げる理由

令和８年度に、算定年齢を７０歳から７５歳に一度に引き上げると、令和７年度において対象者であった方が、令和８年度においては対象者から外れる、ということになることから、その状況を防ぐためです。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業年度 | 年齢（数え年） |
| 令和７（2025）年度 | 70（現行通り） |
| 令和８（2026）年度 | 71 |
| 令和９（2027）年度 | 72 |
| 令和10（2028）年度 | 73 |
| 令和11（2029）年度 | 74 |
| 令和12（2030）年度 | 75 |

Q.なぜ算定年齢を引き上げるのですか。

A.年々事業の対象の方が増えていくこと、併せて、自治会役員の担い手不足により様々な事業が実施できなくなる状況があるなかで、自治会からご相談を受けており、検討した結果、自治会の事務負担の軽減を図り、自治会としての存続・継続を図るため、決定したものです。

Ｑ.事務負担の軽減を図る目的であれば、一気に７５歳まで引き上げればよいのでは。

A.表面の「段階的に引き上げる理由」でお示ししていますとおり、一度に７５歳まで引き上げてしまうと、前年度に対象となった方が次の年度では対象から外れてしまう状況が生じてしまうため、それを防ぐための対応となります。

Q.自治会で事業を実施する上で、算定年齢と異なる年齢で事業を行ってもよいですか。

A.はい。算定年齢はあくまで交付金を計算するために設けているものですので、自治会で実施いただく敬老事業の対象年齢が異なっても大丈夫です。

　ただ、大部分の自治会において、この算定年齢に合わせた形で実施いただいていることから、今回、事務負担の軽減を図るため、算定年齢を引き上げることとしたものになります。